

2020年4月22日

各 位

東奥信用金庫

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているお客さまに対する 「事業性資金および個人住宅ローン期限延長手数料」の免除について

新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当金庫は、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている事業者の皆さまや個人のお客さまにつきまして、ご融資の条件変更に伴う変更手数料を下記のとおり免除させていただき取扱いを開始しますのでご案内いたします。

また、2月19日より「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営に影響を受けている中小企業および個人事業主の皆さまの資金繰り等の経営相談に対応しております。お近くの営業店までご相談・お問い合わせください。

記

○ 融資条件変更手数料免除の概要

免除とする手数料	事業性資金に係る条件変更手数料 (手形貸付・証書貸付の期日延長)	5,500円(税込み)
	住宅ローンに係る条件変更手数料 (手形貸付・証書貸付の期日延長)	
免除期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日まで	
対象となるお客様	新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い事業および生活に影響を受け、借入金の返済が困難となり、貸出条件の変更が必要となられた法人、個人事業主および個人のお客様	

ご相談の受付を円滑に行うため、ご来店いただく前にお取引店までお問合せください。また、ご不明な点がございましたら、お取引店までお問合せください。

以上